

会議録

会議の名称	平成30年度 第2回 西東京市保健福祉審議会
開催日時	平成30年10月25日(木) 19:00~20:30
開催場所	西東京市役所 田無庁舎3階 庁議室
出席者	<p>【委員】須加委員(会長)、熊田委員(副会長) 山下委員、浅野委員、阿委員、海老澤委員、清水文子委員、平委員 (欠席者) 指田委員、伊集院委員、清水宣宏委員</p> <p>【事務局】健康福祉部長、健康福祉部ささえあい健康づくり担当部長、生活福祉課長、高齢者支援課長、高齢者支援課介護保険担当課長、障害福祉課長、健康課長、健康福祉部主幹、生活福祉課調整係長、同係主事</p>
議題	<p>(1) 諮問事項 「地域生活支援事業に係る自己負担のあり方について」</p> <p>(2) その他</p>
会議資料の名称	<p>資料1 保谷障害者福祉センターにおける事業運営について</p> <p>資料2 「日中一時支援」サービスの利用について</p> <p>資料3 各事業の過去5年間の実利用人数と延べ利用人数</p> <p>資料4 行動援護及び移動支援指定事業所へのヒアリング結果まとめ</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○会長 平成30年度第2回西東京市保健福祉審議会を開始する。 本日の会議の傍聴希望はあるか。</p> <p>○事務局 ない。</p> <p>○会長 本日の配布資料の確認をお願いしたい。</p> <p>○事務局 — 配布資料の確認 —</p> <p>○会長 前回の会議録について修正すべき箇所があれば、ご意見を伺いたい。  —各委員による修正箇所の確認—</p>	

○会長

修正後の確認は一任させていただくということによろしいか。

○参加委員

意義なし

○会長

それでは、議題1「諮問『地域生活支援事業に係る自己負担のあり方について』」に移る。前回の会議で要望があった資料について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

— 配布資料の説明 —

**【①移動支援の報酬単価について】**

○会長

事務局からの説明に対し、何か質問等はあるか。

○委員

資料4のB事業所の「5 西東京市の報酬単価に対して」において、「ヘルパーに払う単価を決めないと、経営にまわされてしまう」とあるが、単価は各事業所同じではないのか。

○事務局

サービス利用後、事業所が市を通して国に請求し支払うことになるが、事業所にまとめて請求額を支払うことになるので、そこからヘルパーにいくら支払われているかは事業所によってまちまちである。

○委員

ヘルパーへの支払い金額がまちまちであれば、働く人が集まるか集まらないかの問題が発生するのではないか。

○委員

資料3-（1）を見ると、ここ数年移動支援の利用者が急速に増えているので、単価から考えても事業所の経営を圧迫しているのではないか。

○会長

移動支援のサービス提供量が増えているのに、報酬が上がっていないと、事業所によってはヘルパーの報酬を上げている可能性もあるので、その分経営を圧迫することになるということか。確かに、事業所にとっても西東京市の利用者の分だけヘルパーへの報酬を下げるということではできないだろう。

○委員

西東京市は、身体介護のあり・なしが、車いすの利用のあり・なしによって決まってくるが、資料4の「利用者像について」欄を見ると「知的障害の方で、行動障害を持った方が多い」という記載がある。車いすには乗っていないが、排泄の支援が必要であったり、突発的な行動を取ったりする方が移動支援を利用しているという状況がある。そのような方は介護が大変であるが、車いすに乗っていないというだけで、単価が低いほうに設定されているということについてヘルパーは納得していないということは、わかりやすいことである。

○副会長

資料3－(1)の平成29年度は延べ利用者数が14,473人となっているが、この数字が本当に地域で必要な人の数字を表したもののなのか、本当は利用したいがヘルパーがいないので利用が抑制されており、ヘルパーを整備すればもう少し延びる数字なのか、何か考えがあれば教えてほしい。

○委員

実際にヘルパーを断っているという事業所もあり、また曜日や時間帯によっては集中することもあるので、利用したくても利用できないという現状もある。そのことが整備されればもう少し利用者数や延べ人数が多くなるのではないか。

○副会長

そういう意味では、報酬単価を上げることによって、利用者のメリットに反映される可能性があるということになる。

○委員

報酬単価の引き上げはやむなしと考える。身体介護あり・なしの区分について、対象の車いすあり・なしを変更することは、単純に単価の増に従うという問題ではないので、対象の見直しの検討についても単価の見直しと合わせて、答申に盛り込んだほうが良いのではないか。

○会長

身体介護あり・なしの区分が車いすあり・なしだけの形になっていることについて、どのような規定に基づいているのか。

○事務局

移動支援は、平成18年の障害者自立支援法策定の際にガイドヘルパーから分離してきたものである。一定のスコア以上ある方については、国の自立支援給付の中の行動援護の対象になり、スコアが少し足りなかった方については、地域生活支援事業の移動支援の対象になる。国制度では一定の資格要件を持った方がヘルパーとして支援することになっているが、地域生活支援事業ではヘルパーを増やしたいということもあり、研修の時間数などが少なく資格要件が低めに設定されているという状況がある。身体介護あり・なしの区分について、対象の車いすあり・なしを見直すということは、従事するヘルパーが現状の研修時間が少ない方でも対応できるのか、国の行動援護の資格要件に合わせ一定程度の安全面を確保すべきなのか、ということを考えて、あわせて整理していかなければならないと考えている。

現場のヘルパーの方々が、車いすに乗っていないからといって低い単価を設定されていることについて納得していないということはヒアリングからもわかったので、資格要件も含めて制度としてどのように変えていかなければならないのかについて、利用者の安全を第一に考えていく必要がある。

○委員

単純に単価を上げたり、区分を見直すというだけではなく、ヘルパーのスキルを上げるための研修をどのように作り上げていくかなどヘルパー育成の仕組みづくりを考えていかなければならないだろう。

○委員

ヘルパーを増やすという主旨を損なわない方法で利用者の安全を考えるべきである。国基準（行動援護等の資格要件）に少し満たない方に対し安全を確保するためには、国基準とのバランスを考えなければならないが、資格要件を上げすぎるとヘルパーの担い手がなくなってしまうということもあり得る。

○委員

ヘルパーに支払う報酬は事業所の給与規定により基準があるので、報酬改定が行われても給与規定の改定につながっていくとは限らない。最低賃金との関係を見ても、ヘルパーの報酬と最低賃金に開きがあるので、影響はあまりないだろう。一方で、利用者の増に対するヘルパーの人材不足は深刻な問題であり、利用者の増により事業所の全体の報酬は増えているが、その分人件費も上がっており、バランスが悪くなっているという印象があるので、何らかの手立てが必要になるだろう。

○委員

報酬については給与規定で決められているので、別に手当として報酬を上げるという

ことはできるのか。

○委員

移動支援単体で事業を営むことは難しく、多くの場合他の事業も一緒に営んでいる。そのことにより、事業間で収入の格差が生じることになるが、同じ法人で働いている以上、ヘルパーだけ安い報酬で働くというわけではなく一律になるはずである。移動支援事業の収入が少なく、不採算事業として辞めるということは他市で見受けられたということがある。

また、資料4のC事業所のヒアリングで「全く受けないということではないが、収益のいいところから予約を受け付けることはある。」となると、西東京市は単価が低いから断るという可能性もあり、西東京市民の利用が制約されてしまうことになる。法人として支払う給与は決まっているので、移動支援の報酬について他市との足並みをそろえることによって、ある程度の給与水準を確保できるのではないかと思う。それに対して法人として別で手当を支給することは、経営面から見ても難しいのではないかのではないかと思う。

○委員

今の若い人は条件のいいところに流れてしまうので、人手不足を解消するためには、ある程度同じ事業所で給与の基準を作るとよいのではないか。

○委員

ヘルパーについては雇用型と登録型がある。雇用型は時間（勤務時間）も長くなる。一方で登録型は実際にヘルパーが利用者と関わった時間と往復の時間だけを考慮した賃金体系になっており、ヘルパーの活動内容や事業所との契約関係によっても内容が異なる。利用者にとっては経験や資格や知識を持っている人と長く関係が続いていくことが良いことであり、そのようなヘルパーがいることは事業所にとっても良いことである。ヘルパーが働きやすい職場を整えることは、利用者にとっても利用しやすくなり、そういう意味では報酬単価をどうするかという話につながっていく。

○委員

報酬単価を上げないと人材確保はできないだろう。

○会長

審議会としては次回で方向性をまとめていきたいと思うが、答申については報酬を見直すということで、次回までに事務局に素案を作成してもらおうということによろしいか。

○参加委員

異議なし

【②地域活動支援センター（保谷障害者福祉センター）の利用者の自己負担について】

○会長

保谷障害者福祉センターについては、利用者にとって「居場所」という意味合いもあり、そのような「居場所」に来た人から費用を負担してもらうことが現実的か。

○委員

資料1にあるとおり、保谷障害者福祉センターは比較的リハビリ的な要素を加味しており、いろいろな専門職も配置され、専門職が行うようなプログラムも実施しているので、単純な居場所支援とは言えないのではないかと思う。

○会長

前回の資料にあった行革の評価に「自己負担を求めたほうがよい」とあったが、それについてはどのように考えているか。

○委員

なかなか言いにくいですが、リハビリ要素の強いものに対しては一部負担もあり得るのではないか。

○事務局

保谷障害者福祉センターについては、医療での急性期・回復期を終えた方が在宅に戻り社会復帰を目指すために、福祉によって必要な支援をするということで、リハビリを実施しているものである。保谷障害者福祉センターは地域活動支援センターとして市の事業として実施しているところであるが、障害者自立支援法ができる前から機能回復型の訓練施設という位置付けで合併前の両市が実施していたものを、合併後障害者自立支援法ができたときに事業内容を整理し、身体障害者や高次脳機能障害の方へのリハビリを実施しているところである。

保谷障害者福祉センターに通われる方は機能回復・維持により社会復帰を目指したいという方なので、必ずしも居場所ということではなく、それぞれ目的を持って通っていると感じている。利用者負担については、生活保護受給者と非課税の方については自己負担なしで、それ以外の方は報酬の10%を負担していただいております。障害者福祉サービス全般と同様の制度設計をさせていただいているところである。これ以上自己負担を増やすということは、障害者福祉サービス全体のバランスとの齟齬が発生することや低所得の方へ配慮することを考えても、市としては保谷障害者福祉センターについてはこれまでの形を維持していきたいと考えている。

居場所ということでは、知的障害の方や精神障害の方に対する地域活動支援センターについては、訓練というよりは地域活動支援センターの第一義的な目的である相談支援

やそれにあわせた居場所として実施している。会長からお話のあった「居場所に来た人に自己負担をさせる」ということについては、議論していただきながらの判断になると思うが、市としては「気軽に来ていただきたい」と考えているので、居場所としても現状を維持していきたいと考えている。

○委員

保谷障害者福祉センターは利用したいが利用できない人がいるのか。利用人数制限があるのか。

○事務局

具体的な定員はないが、現状の人数で施設的に受け入れることができる限度までいっているところがある。いわゆる待機者については把握していないが、1日利用から始めてみるという支援はさせていただいている。利用ニーズが減ることはないと考えている。

○委員

補助金はどのくらい出ているのか。

○事務局

市の事業として委託という形で実施しており、現在はNPO法人に委託している。保谷障害者福祉センターの委託料は平成29年度決算で本体分と高次脳機能障害分と合わせて約9,700万円となっている。知的障害者の地域活動支援センターは田無総合福祉センター内で実施しているが、約2,300万円となっている。精神障害者についてはまとめて複数年度で委託しているので、直接その部分については数字が出ていない状況である。委託料の中身については人件費が多く占めている。

○委員

保谷障害者福祉センターが開設したときは、当時としては新しい取組をしており、現在まで伝統的な活動をしており、利用者に対する目的を明確にしているということは大事なことだと感じている。保谷障害者福祉センターの事業そのものについては、評価されており、有意義な活動をしていると思うので、利用者負担についても低所得者層への配慮はされており、現状維持でいいのではないかと。

○会長

地域活動支援センターについては、現行の単価の10%負担を継続するという事で答申案を次回に提示してもらおうということによろしいか。

○参加委員

異議なし

○会長

それでは、次回の審議会で答申案を事務局から示してもらい、それについて検討するという流れでいきたい。

議題（２）の「その他」に関して事務局から何かあるか。

○事務局

次回（第３回）の会議は11月21日（水）田無庁舎502会議室で午後7時から予定している。

○会長

これで本日の会議は閉会する。